

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	未熟児養育医療の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、未熟児養育医療の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	未熟児養育医療の給付に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、養育のため、病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、法第20条第5項に基づく指定養育医療機関における医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する以下の事務 (1)養育医療の給付の申請の受理・審査・決定 (2)養育医療給付台帳の整備 (3)養育医療券の交付 (4)養育医療に要する費用の徴収 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の70の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 (1)申請等受付事務 (2)養育医療券交付及び徴収事務 (3)養育医療給付台帳の整備 <中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（番号連携システム要件） ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（番号連携システム、中間サーバー要件） ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（番号連携システム、中間サーバー要件） <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	健康情報システム、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム、福祉保健総合オンラインシステム、番号連携システム、中間サーバー、Excel、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
養育医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の第70の項、番号法第19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 主務省令第2条の表の42、125、161の項 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 主務省令第2条の表の96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康局保健所地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉健康局保健所地域保健課 電話 076-234-5102
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局保健所地域保健課 今村 恵子	保健局保健所地域保健課 二宮 勝	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局保健所地域保健課 二宮 勝	保健局保健所地域保健課 本吉 謙三	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局保健所地域保健課 本吉 謙三	地域保健課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IV リスク対策	－	新設	事前	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/4/1	2019/4/1	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健局保健所地域保健課	福祉健康局保健所地域保健課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先	保健局保健所地域保健課	福祉健康局保健所地域保健課	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の49の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の69の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第1の第49の項	番号法第9条1項 別表第1の第69の項	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 別表第2の26、87の項 （別表第2における情報照会の根拠） 別表第2の70の項	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 別表第2の37、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 別表第2の89の項	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル扱う事務 ②事務の概要	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の69の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表第1の70の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第1の第69の項	番号法第9条1項 別表第1の第70の項	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第1の第70の項	番号法第9条1項 別表の第70の項	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 別表第2の37、116の項 （別表第2における情報照会の根拠） 別表第2の89の項	・番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 主務省令第2条の表の42、125、161の項 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 主務省令第2条の表の96の項	事前	
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満（任意実施）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2024/10/1	事前	
令和6年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2024/10/1	事前	
令和7年9月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、養育のため、病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、法第20条第5項に基づく指定養育医療機関における医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する以下の事務 (1)養育医療の給付の申請の受理・審査・決定 (2)養育医療給付台帳の整備 (3)養育医療券の交付 (4)養育医療に要する費用の徴収 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の70の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 (1)申請等受付事務 (2)養育医療券交付及び徴収事務 (3)養育医療給付台帳の整備 ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)	母子保健法に基づき、養育のため、病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、法第20条第5項に基づく指定養育医療機関における医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する以下の事務 (中略) ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム、福祉保健総合オンラインシステム、番号連携システム、中間サーバー	健康情報システム、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、税務システム、福祉保健総合システム、番号連携システム、中間サーバー、Excel、サービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の第70の項	番号法第9条1項 別表の第70の項、番号法第19条6号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する リスクへの対策 十分である	事前	
令和8年9月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	事後	重要な変更項目でないため
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる対策判断の根拠	本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。	本市の制定する「金沢市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等に係る組織体制等」を定め、これらを継続的に見直し改善できるよう措置を講じているため。	事後	重要な変更項目でないため